

第35号議案

臨時代理に関する件について
(仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に
関する条例の一部改正について)

教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、緊急に処理する必要の生じた標記の件について、別紙のとおり臨時に代理し処理したことにつき、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

令和8年2月10日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する
条例の一部改正について

1 改正の理由

小学校及び特別支援学校の小学部における学校給食費を無償化するもの

2 施行日 令和8年4月1日（令和8年度分の学校給食費から適用）

第五十四号議案

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成三十年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「規定する保護者」の下に「（次項において「保護者」という。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の保護者等のうち前条の小学校又は特別支援学校（小学部に限る。）の児童の保護者（その児童について、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十三条の規定による教育扶助その他市長が定める給付で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者のうち市長が定めるものを除く。）からは、学校給食費を徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。

理 由

小学校及び特別支援学校の小学部における学校給食費を無償化するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成三十年仙台市条例第二号）新旧対照表

現 行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第二条 本市は、本市が設置する幼稚園、小学校（仙台市立木町通小学校東北大学病院分校を除く。）、中学校（仙台市立第二中学校東北大学病院分校を除く。）、高等学校（定時制の課程に限る。次条第一項において同じ。）、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校において、給食を実施するものとする。</p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第三条 市長は、前条の規定により実施される給食（以下「学校給食」という。）を受ける幼児、児童若しくは生徒（高等学校の生徒を除く。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）又は学校給食を受ける高等学校の生徒その他学校給食を受ける者から、学校給食に要する経費のうちこれらの者が負担すべき経費（以下「学校給食費」という。）を徴収する。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>2 学校給食費の額は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費以外の学校給食に要する経費の範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3 第一項の規定により徴収する学校給食費の納期限は、市長が定める。</p> <p>(学校給食費の減額)</p> <p>第四条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第二条 本市は、本市が設置する幼稚園、小学校（仙台市立木町通小学校東北大学病院分校を除く。）、中学校（仙台市立第二中学校東北大学病院分校を除く。）、高等学校（定時制の課程に限る。次条第一項において同じ。）、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校において、給食を実施するものとする。</p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第三条 市長は、前条の規定により実施される給食（以下「学校給食」という。）を受ける幼児、児童若しくは生徒（高等学校の生徒を除く。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、<u>（次項において「保護者」という。）</u>、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）又は学校給食を受ける高等学校の生徒その他学校給食を受ける者から、学校給食に要する経費のうちこれらの者が負担すべき経費（以下「学校給食費」という。）を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、同項の保護者等のうち前条の小学校又は特別支援学校（小学部に限る。）の児童の保護者（その児童について、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第十三条の規定による教育扶助その他市長が定める給付で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者のうち市長が定めるものを除く。）からは、学校給食費を徴収しない。</u></p> <p>3 学校給食費の額は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費以外の学校給食に要する経費の範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>4 第一項の規定により徴収する学校給食費の納期限は、市長が定める。</p> <p>(学校給食費の減額)</p> <p>第四条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。